

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和8年2月17日

(1) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域 （緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）	10	5トン未満	定めなし	七尾市能登島向田町金ヶ崎（北緯37度8.635分、東経137度0.807分）と鳳珠郡穴水町曾良火打崎（北緯37度11.263分、東経137度1.540分）を結んだ直線、七尾市能登島二穴町白崎（通称：北緯37度6.715分、東経137度0.858分）と七尾市三室町福浦鼻（北緯37度6.060分、東経137度1.285分）を結んだ直線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域。ただし、共第25号共同漁業権漁場区域及び定置網・養殖漁場を除く。	4月1日から6月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)七尾市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満	七尾 ななか

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年2月17日から令和8年3月16日まで

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和8年2月17日

(1) 小型いか釣り漁業（するめいか）県外船

漁業の種類	漁業種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	条件等
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（するめいか）県外船	27	5トン以上30トン未満	定めなし	石川県沖合海域とする。	5月1日から12月31日まで	北海道に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満	
		18	〃	〃	〃	〃	青森県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		1	〃	〃	〃	〃	岩手県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		0	〃	〃	〃	〃	宮城県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		2	〃	〃	〃	〃	山形県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		0	〃	〃	〃	〃	新潟県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		1	〃	〃	〃	〃	富山県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		4	〃	〃	〃	〃	福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		0	〃	〃	〃	〃	兵庫県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		3	〃	〃	〃	〃	鳥取県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		0	〃	〃	〃	〃	島根県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		1	〃	〃	〃	〃	佐賀県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	
		0	〃	〃	〃	〃	長崎県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年2月17日から令和8年3月16日まで